

# 大府市手話言語条例（案） 概念図

## 背景 現状

- ① 手話が言語として認められていなかった歴史
- ② 条約や法律で手話が言語であると明確に規定
- ③ 今なお多くのろう者が日常生活や社会生活において不安や不便を実感
- ④ 手話に対する正しい理解とろう者が手話を使って安心して暮らせる社会の実現の要請



手話が言語であること及びろう者に対する理解の普及の推進



## 手話が言語であることの 理解の普及に関する施策

施策を  
推進

市の責務



市民への理解の普及

聴覚障がい児等への支援

学校における理解の普及

医療機関等への理解の普及

施策に  
協力

市民の役割

事業者の役割

